（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	（略）	（略）	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

硫酸カナマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。） 豚	１日量として体重１kg当たり15mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。 １日量として体重１kg当たり15mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間 食用に供するためにと殺する前10日間
（略）	（略）	（略）	（略）
硫酸カナマイシンを有効成分とする気管内投与剤	牛（生後６月を超えるものを除く。）	１日量として１頭当たり500mg（力価）以下の量を気管内に投与すること。	食用に供するためにと殺する前33日間
（略）	（略）	（略）	（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
硫酸カナマイシン及びベンジルペニシリンプロカインを有効成分とする配合剤たる乳房注入剤	（略）	（略）	食用に供するためにと殺する前50日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
（略）	（略）	（略）	（略）